

特別定額給付金給付事業の概要について

1 給付目的

令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく特別定額給付金を迅速かつ的確に給付し、市民の家計への支援を行う。

2 制度概要

- (1) 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受給権者 世帯主
- (3) 給付額 給付対象者1人につき10万円
- (4) 申請・給付方法 「郵送申請方式」又は「オンライン申請方式」により、受給権者の口座へ振込
- (5) 申請期限 両方式とも郵送申請方式の申請受付開始日から3ヵ月以内

3 事業規模

- (1) 給付費 9,280,000 千円
 - (2) 事務費 76,305 千円
 - (3) 給付対象者数 92,640 人（35,844 世帯）（基準日現在）
- } (1)+(2)の計 9,356,305 千円

4 実施体制

- (1) 本部名称 特別定額給付金事業本部
- (2) 本部長 市民生活部次長
- (3) 副本部長 市民課長
- (4) 本部員 各部局等より 16 人（臨時雇用 5 人を含む）

5 申請・給付スケジュール（予定）

- (1) 申請受付開始予定日
 - ・郵送申請方式 5月下旬
 - ・オンライン申請方式 5月1日
- (2) 給付開始予定日
 - ・郵送申請方式 6月第2週を目途
 - ・オンライン申請方式 5月中旬